

平成20年8月19日公告の京都市立病院整備運営事業に関する実施方針の一部を平成20年11月11日から次のように改めます。

平成20年11月10日

京都市長 門川 大作

5頁第1 1 (5) ウ (イ) の「j 病院広報業務」を削ります。

「k 地域医療連携部門支援業務」を「j 地域医療連携部門業務」に変更します。

7頁第1 1 (6) ウの「維持管理費における計画修繕費※については、事業契約書に定めた期日に、一括して支払う。」を「維持管理費における修繕費※については、事業契約書に定めた期日に従って支払う。」に変更します。

「※計画修繕の詳細については、」を「※修繕には、大規模修繕は含まない。詳細については、」に変更します。

(京都市立病院事務局管理課)